

国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程等新旧対照表

改正前		改正後													
<p>国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程 (平成16年達示第84号)</p> <p>(前 略) (育児休業をすることができない教職員)</p> <p>第4条 前条第1項の規定にかかわらず、育児休業申出があった日の翌日から1年以内に退職することが明らかな教職員(育児・介護休業法第6条第1項ただし書の規定による労使協定がある場合に限る。)は育児休業をすることができない。</p> <p>(中 略) (介護休業)</p> <p>第31条 教職員は、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)を介護するために、大学に申し出ることにより、介護休業をすることができる。ただし、次の各号の一(育児・介護休業法第12条第2項の規定による労使協定がある場合に限る。)に該当する教職員は、これを行うことができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 介護休業申出があった日の翌日から93日以内に退職することが明らかな教職員</p> <p>2 (略)</p> <p>(後 略)</p> <p>国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則 (平成17年達示第37号)</p> <p>(前 略)</p> <p>別表第8</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>育児・介護規程の規定</th> <th>適用する規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3条</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4条</td> <td>第4条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号の一(ただし、第1号については、育児・介護休業法第6条第1項の規定による労使協定がある場合に限る。)に該当する有期雇用教職員は育児休業をすることができない。</td> </tr> </tbody> </table>		育児・介護規程の規定	適用する規定	第3条	(略)	第4条	第4条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号の一(ただし、第1号については、育児・介護休業法第6条第1項の規定による労使協定がある場合に限る。)に該当する有期雇用教職員は育児休業をすることができない。	<p>(育児休業をすることができない教職員)</p> <p>第4条 前条第1項の規定にかかわらず、育児休業申出があった日から起算して1年以内に退職することが明らかな教職員(育児・介護休業法第6条第1項ただし書の規定による労使協定がある場合に限る。)は育児休業をすることができない。</p> <p>(介護休業)</p> <p>第31条 } (同 左)</p> <p>(1) }</p> <p>(2) 介護休業申出があった日から起算して93日以内に退職することが明らかな教職員</p> <p>2 (同 左)</p> <p>別表第8</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>育児・介護規程の規定</th> <th>適用する規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3条</td> <td>(同 左)</td> </tr> <tr> <td>第4条</td> <td>第4条 (同 左)</td> </tr> </tbody> </table>		育児・介護規程の規定	適用する規定	第3条	(同 左)	第4条	第4条 (同 左)
育児・介護規程の規定	適用する規定														
第3条	(略)														
第4条	第4条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号の一(ただし、第1号については、育児・介護休業法第6条第1項の規定による労使協定がある場合に限る。)に該当する有期雇用教職員は育児休業をすることができない。														
育児・介護規程の規定	適用する規定														
第3条	(同 左)														
第4条	第4条 (同 左)														

改 正 前		改 正 後	
	1 育児休業申出があった日の翌日から1年以内に退職することが明らかな有期雇用教職員 2～3 (略)		1 育児休業申出があった日から起算して1年以内に退職することが明らかな有期雇用教職員 2～3 (同 左)
(略)		(同 左)	
第31条	第31条 有期雇用教職員は、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）を介護するために、大学に申し出ることにより、介護休業をすることができる。ただし、次の各号の一に該当する有期雇用教職員は、これを行うことができない。 1 (略) 2 介護休業申出があった日の翌日から93日以内に退職することが明らかな有期雇用教職員 2 } (略) 3 }	第31条	第31条 } (同 左) 1 } 2 介護休業申出があった日から起算して93日以内に退職することが明らかな有期雇用教職員 2 } (同 左) 3 }
(略)		(同 左)	
国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則 (平成17年達示第38号)			
(前 略)			
別表第7		別表第7	
育児・介護規程の規定	適用する規定	育児・介護規程の規定	適用する規定
第3条	(略)	第3条	(同 左)
第4条	第4条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号の一（ただし、第1号及び第4号については、育児・介護休業法第6条第1項による労使協定がある場合に限る。）に該当する時間雇用教職員は育児休業をすることができない。 (1) 育児休業申出があった日の翌日から1年以内に退職	第4条	第4条 (同 左) (1) 育児休業申出があった日から起算して1年以内に退

改 正 前		改 正 後	
	することが明らかな時間雇用教職員 (2)～(4) (略)		職することが明らかな時間雇用教職員 (2)～(4) (同 左)
	(略)		(同 左)
第31条	<p>第31条 時間雇用教職員は、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）を介護するために、大学に申し出ることにより、介護休業をすることができる。ただし、次の各号の一（第4号については、育児・介護休業法第12条第2項の規定による労使協定がある場合に限る。）に該当する時間雇用教職員は、これを行うことができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 介護休業申出があった日の翌日から93日以内に退職することが明らかな時間雇用教職員</p> <p>(3)～(4) } (略)</p> <p>2</p>	第31条	<p>第31条</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) 介護休業申出があった日から起算して93日以内に退職することが明らかな時間雇用教職員</p> <p>(3)～(4) } (同 左)</p> <p>2</p>
	(略)		(同 左)
		<p>附 則</p> <p>この規程は、平成26年6月11日から施行する。</p>	